

令和8年3月18日
財務部課税課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

令和8年度税制改正大綱(令和7年12月26日閣議決定)に係る地方税法等の改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備等を行う必要があるため、世田谷区特別区税条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備

軽自動車税環境性能割については、令和8年3月31日をもって廃止する。
また、環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税と改めるなど、規定の整備を行う。

(2) その他規定の整備

地方税法等の改正に伴う課税特例の期間延長、引用条文の修正及び規定の削除等、所要の規定の整備を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和8年4月1日

5 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (所得割の課税標準)</p> <p>第15条 略 2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第20条の3において「特定配当等」という。</u>）（<u>同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略 (軽自動車税に関する用語の意義) 第37条 <u>軽自動車税について、「軽自動車等」、「原動機付自転車」、「軽自動車」、「小型特殊自動車」及び「二輪の小型自動車」の用語の意義は、それぞれ法第442条各号に定めるところによる。</u></p> <p>(軽自動車税の納税義務者等) 第37条の2 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に<u>軽自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。 (軽自動車税のみならず課税)</p>	<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (所得割の課税標準)</p> <p>第15条 略 2 略 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>第37条 軽自動車税について、<u>「環境性能割」、「種別割」、「軽自動車等」、「原動機付自転車」、「軽自動車」、「小型特殊自動車」及び「二輪の小型自動車」の用語の意義は、それぞれ法第442条各号に定めるところによる。</u></p> <p>(軽自動車税の納税義務者等) 第37条の2 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割により、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により課する。</u> <u>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に<u>種別割</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。 (軽自動車税のみならず課税)</p>

改正後	改正前
<p>第37条の3 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、<u>新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>第37条の3 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は</u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p>第37条の5 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u></p> <p>第37条の6 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第37条の7 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第37条の8 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第37条の9 三輪以上の軽自動車の取得者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第37条の10 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p>第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと区長が認めるもの</p> <p>(2) 商品であって使用しないもの</p> <p>(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造又は販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p>	<p><u>は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p>第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと区長が認めるもの</p> <p>(2) 商品であって使用しないもの</p> <p>(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造又は販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの</p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p>
<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ニ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>ホ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メー</p>	<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ニ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>ホ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メー</p>

改正後	改正前
<p>トル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 軽自動車</p> <p>二輪のもの（側車付のものを含む。）年額 3,600円</p> <p>三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>ロ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 軽自動車等の使用に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第40条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p>	<p>トル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 軽自動車</p> <p>二輪のもの（側車付のものを含む。）年額 3,600円</p> <p>三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>ロ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 軽自動車等の使用に対して課する<u>種別割</u>の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第40条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第42条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法により徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第43条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第37条の3第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号</p>	<p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第42条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法により徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第43条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第37条の3第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無</p> <p>(4) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無</p> <p>(4) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 (種別割に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条の3第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。 (軽自動車税の減免)</p>	<p>第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条の3第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。 (種別割の減免)</p>
<p>第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者</p> <p>(2) 生活保護法により扶助を受ける者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が</p>	<p>第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。</p> <p>(1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者</p> <p>(2) 生活保護法により扶助を受ける者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅</p>

改正後	改正前
<p>消滅した場合には、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項及び第4項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により</p>	<p>した場合には、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項及び第4項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付され</p>

改正後	改正前
<p>交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第4項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車にあっては、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を要しない。</p>	<p>た身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第4項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車にあっては、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を要しない。</p>
<p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p>	<p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p>
<p>4 軽自動車税の納税義務者が前年度において第1項第1号の規定により減免を受けた場合で、当該年度に係る第2項の申請書を提出する日において、規則で定める事項に異動がないと区長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に掲げる身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示及び減免を必要とする理由を証明する書類の添付があったものとみなして、第1項第1号の規定を適用する。</p>	<p>4 種別割の納税義務者が前年度において第1項第1号の規定により減免を受けた場合で、当該年度に係る第2項の申請書を提出する日において、規則で定める事項に異動がないと区長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に掲げる身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示及び減免を必要とする理由を証明する書類の添付があったものとみなして、第1項第1号の規定を適用する。</p>
<p>5 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。</p>	<p>5 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。</p>
<p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受</p>	<p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けて</p>

改正後	改正前
<p>けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第46条の3 略</p> <p>2 法第445条又は第37条の2 <u>第2項</u>ただし書、第37条の4若しくは第38条第1号の規定により <u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第37条の2 <u>第2項</u>ただし書、第37条の4若しくは第38条第1号の規定により <u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～8 略</p> <p>9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して <u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>10～12 略 (区民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第3条の5 <u>削除</u></p>	<p>いる者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第46条の3 略</p> <p>2 法第445条又は第37条の2 <u>第3項</u>ただし書、第37条の4若しくは第38条第1号の規定により <u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第37条の2 <u>第3項</u>ただし書、第37条の4若しくは第38条第1号の規定により <u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～8 略</p> <p>9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して <u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>10～12 略 (区民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第3条の5 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合 (同法第41条第</u></p>

改正後	改正前
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項に</p>	<p><u>1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5第1項」と、同項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第3条の5第1項とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した特別区民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項に</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定により申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、<u>付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項</u>及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定により申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定によ</p>	<p>第9条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則</p>

改正後	改正前
<p>る区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 480,000円</p> <p>ロ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲</p>	<p>第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 480,000円</p> <p>ロ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲</p>

改正後	改正前
<p>渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>	<p>渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>
<p>3 略 （短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p>	<p>3 略 （短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p>
<p>(3)～(5)略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）</p>	<p>(3)～(5)略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略 (先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略 (先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p>
第14条 略	第14条 略
2 略	2 略
<p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p>

改正後	改正前
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>3～4略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>3～4略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(5)略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例) 第14条の3 略 2 略 (1) 略 (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 (3)～(5)略 3～4略 5 略 (1) 略 (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」と</p>	<p>割の額」とする。 (3)～(5)略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例) 第14条の3 略 2 略 (1) 略 (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 (3)～(5)略 3～4略 5 略 (1) 略 (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第20条第1項前段、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>及</p>

改正後	改正前
<p>あるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>6 略</p>	<p>び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>6 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第14条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 区長は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 区長は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第14条の6の規定により読み替えられた第37条の8第1項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)</u></p> <p><u>第14条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第37条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p><u>2 区長は、当分の間、第37条の10の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第14条の6 第37条の8の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第14条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第14条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす</u></p>

改正後			改正前																																									
<p>(<u>軽自動車税の税率の特例</u>)</p> <p>第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の<u>軽自動車税</u>に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年</u>4月1日から<u>令和10年</u>3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の<u>軽自動車税</u>に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p><u>る。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の6(第3号に係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(<u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u>)</p> <p>第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年</u>4月1日から<u>令和8年</u>3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円																																										
	6,900円	8,200円																																										
	10,800円	12,900円																																										
	3,800円	4,500円																																										
	5,000円	6,000円																																										
第1号	100分の1	100分の0.5																																										
第2号	100分の2	100分の1																																										
第3号	100分の3	100分の2																																										
第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円																																										
	6,900円	8,200円																																										
	10,800円	12,900円																																										
	3,800円	4,500円																																										
	5,000円	6,000円																																										

改正後			改正前		
第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円	第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
3	法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。		3	法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	
4	削除		4	法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。	
4	前3項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第15条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第15条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。（軽自動車税の賦課徴収の特例）		5	前各項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第15条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第15条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	

改正後	改正前
<p>第15条の2 区長は、<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき<u>軽自動車税</u>の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、その事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税</u>に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第15条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての<u>軽自動車税</u>の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	<p>第15条の2 区長は、軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車に前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、その事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第15条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての<u>軽自動車税の種別割</u>の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区特別区条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p>	